

「指定通所介護事業所」重要事項説明書

通所介護事業所 デイサービスにのみや

当事業所は介護保険の指定を受け付けています。
(栃木県指定 第0972700892号)

当事業所はご利用者に対して通所介護事業サービスを提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方がサービスを受ける事が出来ます。

◆◇目次◇◆

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 事業者 | 1 1. 苦情の受付 |
| 2. 事業所の概要 | 1 2. サービスの利用に関する留意事項 |
| 3. 職員の配置状況 | 1 3. サービス内容の説明等について |
| 4. 営業日及び営業時間 | 1 4. 衛生管理及び感染症対策 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 1 5. 損害賠償について |
| 6. 身体拘束の禁止 | 1 6. 事故発生・再発防止の措置 |
| 7. 守秘義務 | 1 7. 第三者評価の実施状況 |
| 8. 情報提供 | 1 8. ハラスメント防止対策 |
| 9. 緊急時の対応 | 1 9. 虐待防止対策 |
| 1 0. 非常災害対策 | |

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 弘真会
(2) 法人所在地 栃木県真岡市久下田708-1
(3) 電話番号 0285-74-5511
(4) 代表者名 鈴木 一実
(5) 設立年月日 平成12年 6月 5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成21年 3月 1日指定
栃木県 第0972700892号
- (2) 当事業所の運営方針 医療法人弘真会が運営する通所介護施設にのみやの
運営及び利用について必要な事項を定め通所介護施
設にのみやの円滑な運営を図る。
- (3) 事業所の名称 通所介護事業所 デイサービスにのみや
- (4) 事業所の所在地 栃木県真岡市久下田956-1
- (5) 電話番号 0285-73-2641
- (6) 事業所長（管理者） 石沢 篤史
- (7) 開設年月 平成21年3月2日
- (8) 定 員 32名（介護予防通所介護相当サービスを含む）
- (9) 施設の概要
- ・介護予防通所介護 平成21年 3月 1日指定 栃木県0972700892号
 - ・通所介護事業所 平成21年 3月 1日指定 栃木県0972700892号
- 当事業所では以下の設備を用意しています。

設備の種類	室 数	備 考
食堂・機能訓練室	1室	100.31 m ²
静 養 室	1室	24.82 m ²
相 談 室	1室	7.45 m ²
事 務 室	1室	9.93 m ²
浴 室	2室	57.95 m ²

* 上記の施設・設備は、厚労省が定める基準により通所介護施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護事業サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員配置	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）	1名
2. 介護職員	5名以上	5名
3. 生活相談員	1名以上（兼務）	1名
4. 看護職員	1名以上（兼務）	1名
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名

4. 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日 ～ 土曜日
(ただし12月31日から1月3日及び8月13日から8月15日は除く。)
- ・営業時間 8時30分～17時00分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- ・別紙【利用料金とお支払い方法】で定めるところとします。

6. 身体拘束の禁止

ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

- ＊ 「緊急やむを得ない場合」とは認知症高齢者が暴れて本人もしくは他のご利用者または施設の設備等に危害を及ぼす危険性があるなどの場合をいいます。
- ＊ 「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合」はその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

7. 守秘義務

事業者、サービス従事者、従業員は業務上知りえたご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なくほかのサービス従事者や従業員に漏洩いたしません。

- (1) 従業員は採用時の雇用契約において遵守するむね締結します。
- (2) 守秘義務は本契約の終了後又は事業者の破産、施設のもしくは従業員が退職した後も存続します。

8. 情報提供

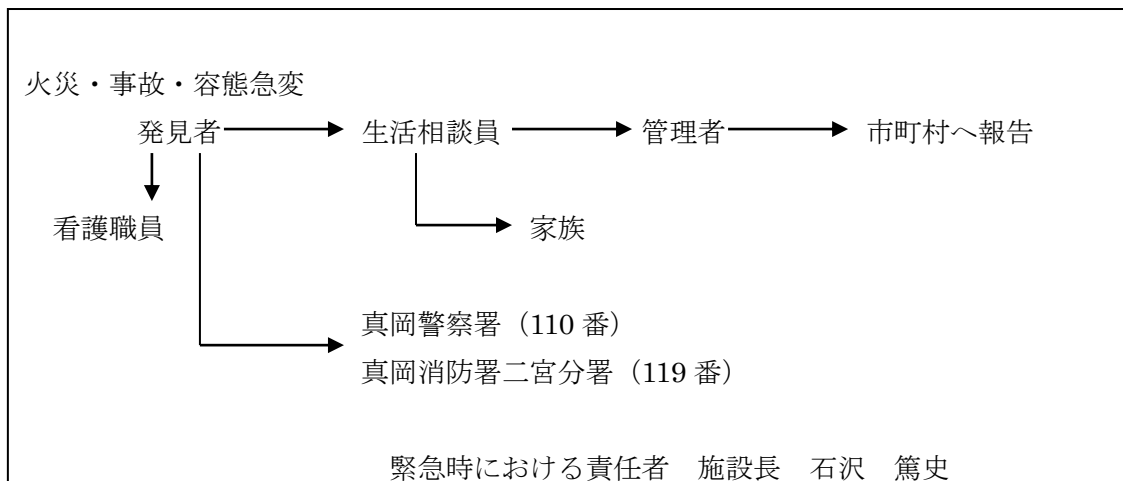
- (1) ご利用者に医療上、介護上、緊急の必要性がある場合には事業所は医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することができます。
- (2) ご利用者が退所される場合で退所のための援助を行う際に、ご利用者に関する情報を提供する場合はあらかじめ文書でご利用者の同意を得るものとします。

9. 緊急時の対応

- (1) サービス利用中の医療の提供について

サービス利用中は原則として医療機関はご利用になれません。ただし、緊急で医療を必要とする場合には、【(2) 緊急時の連携について】の連携図に従い必要な医療との連携を図ります。

- (2) 緊急時の連携について



- (1) ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する通所介護施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底いたします。

10. 非常災害対策

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、非常災害に備えるため定期的に非難、誘導、救出その他の訓練を行ないます。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口 (担当者) 石沢 篤史 [職名] 施設長 兼 生活相談員
- 受付時間 9:00～16:00
- 電話番号 0285-73-2641

☆ お受けしました苦情につきましては、管理者を含め関係者の方と語りその結果を踏まえて対応させていただきます。

(2) 当施設における苦情解決体制

苦情解決担当責任者	役職名	施設長 兼 生活相談員
	氏名	石沢 篤史

(3) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市役所 いきいき高齢課	所在地	栃木県真岡市荒町5191
	電話番号	0285-83-8094
益子町役場 介護保険係	所在地	栃木県益子町益子2030
	電話番号	0285-70-1141
筑西市役所 介護保険課	所在地	茨城県筑西市下中山732-1
	電話番号	0296-22-0528
栃木県国民健康保険 団体連合会	所在地	栃木県宇都宮市本町12-11
	電話番号	028-643-2220
栃木県運営 適正化委員会	所在地	とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941

12. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ・持ち込みの制限

利用にあたり、下記のものは原則として持ち込むことができません。

動物、火気類、ナイフなどの危険物、飲食物等

1 3. サービス内容の説明等について

通所介護施設の利用開始に際し、あらかじめご利用者又はその家族に対し、介護従事者の勤務の体制、提供するサービス内容と利用料金、その他利用者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、ご利用申込者の同意を得るものとします。

1 4. 衛生管理及び感染症対策

通所介護施設の介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

従業員は、食中毒及び感染症の発生を予防するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ちます。

1 5. 損害賠償について

当施設において事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 6. 事故発生・再発防止のための措置

当施設はご利用者に対する指定介護老人福祉サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに保険者、ご利用者の家族等への連絡を行うと共に必要な措置をとらせていただきます。また、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すると共に職員の対応方針を定めた事故マニュアルに基づき対応させていただきます。

1 7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 無し

18. ハラスメントの防止対策

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者、ご利用者及びその家族等が対象となります
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

19. 虐待防止対策

当施設はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所は成年後見制度を必要とされる利用者に対し支援を行います。
- (2) 従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。
役職：管理者 氏名：石沢 篤史